

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第33号)

令和2年2月26日

徳情個審答申第 33 号  
令和 2 年 2 月 26 日

諮問実施機関

徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 永本 能子

徳島市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年 10 月 25 日付け行財発第 22 号により徳島市長から諮問のありました公文書非公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

## 第 1 審査会の結論

徳島市長が行った公文書非公開決定（令和元年 8 月 26 日付け市環発第 104 号。以下「本件処分」という。）のうち「徳島市環境衛生組合加茂名支部の単位組合の世帯数が解る文書」に係る部分については、取り消すべきである。

## 第 2 事案概要

- 1 令和元年 8 月 13 日付けで審査請求人は、徳島市長に対し「徳島市環境衛生組合加茂名支部の単位組合の世帯数が解る文書」、「徳島市環境衛生組合連合会への補助金に係る平成 30 年度の定時総会の資料以外の実績報告書」及び「徳島市環境組合連合会が飲食をして会計からの出金は補助金を使っていないことを証明させることが解る文書」と特定して、徳島市情報公開条例（平成 19 年徳島市条例第 1 号。以下単に「条例」という。）第 5 条に基づき公文書公開請求を行った。
- 2 令和元年 8 月 26 日付けで徳島市長は、「徳島市環境衛生組合加茂名支部の単位組合の世帯数が解る文書」及び「徳島市環境組合連合会が飲食をして会計からの出金は補助金を使っていないことを証明させることが解る文書」について、文書不存在のため請求対象文書を保有していないことを理由として本件処分を行った。  
また、「徳島市環境衛生組合連合会への補助金に係る平成 30 年度の定時総会の資料以外の実績報告書」については、公文書部分公開決定（令和元年 8 月 26 日付け市環発第 103 号）をした。
- 3 令和元年 10 月 15 日付けで審査請求人は、本件処分のうち、「徳島市環境衛生組

合加茂名支部の単位組合の世帯数が解る文書」を非公開とした部分に不服があると  
して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- 4 当審査会における審査に際し、徳島市長に対して決定理由説明書の提出を求めた  
ところ、令和元年 11 月 11 日に同文書が提出された。また、令和元年 11 月 19 日、  
審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出があり、令和元年 12 月 13 日に口頭意見  
陳述を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求書及び口頭意見陳述の内容から、概ね次のとおり要約される。

- 1 「徳島市環境衛生組合加茂名支部の単位組合の世帯数が解る文書」として「単位  
組合の組合長名簿」（以下「組合長名簿」という。）及び「環境衛生組合長等状況報  
告書」（以下「報告書」という。）（以下これらを「請求対象文書」という。）がある。  
報告書は、徳島市長と徳島市環境衛生組合連合会（以下「連合会」という。）の  
連名宛てとなっており、徳島市長宛てであるから、「公文書」である。  
徳島市の文書取扱規程第 41 条によれば、文書の保存年限は永年、10 年、5 年、3  
年及び 1 年とされているから、審査請求人が環境衛生組合の委員長として平成 31  
年 3 月頃に提出し、いまだ 1 年を経過していない当該報告書は、徳島市において保  
存されていなければおかしい。
- 2 市民環境政策課は、請求対象文書は連合会が管理を行っており、必要に応じて連  
合会から貸出を受け、利用しているというが、なぜ連合会に管理させるのか理解で  
きない。公文書隠しとしか思えない。

### 第 4 徳島市長の主張の要旨

本件審査請求における徳島市長の主張は、決定理由説明書の内容から、概ね次のと  
おり要約される。

- 1 請求対象文書の管理は、連合会が行っている。
- 2 組合長名簿については、事業のつど連合会から貸出を受け、事業終了後、返却し  
ている。また、報告書については、市民環境政策課と同じ場所に連合会の事務局が  
あり、事業に必要な場合は、最新の名簿の貸出を受けることが可能であり、徳島市  
の業務に支障がないため、写し等を保有していない。
- 3 組合長名簿については、毎年 4 月中旬までに報告書の提出があり更新することと  
なっているが、単位組合の都合で随時変更があるため、徳島市と連合会のそれぞれ  
が作成・更新するよりも、どちらかが一括で事務処理し、管理することが効率的で

あるので、現状の体制となっている。

## 第5 当審査会の判断

- 1 公開請求の対象となる「公文書」について、条例第2条第2号では、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定していることから、仮に請求対象文書を職員が作成又は取得し、組織的に用いるものとして保有しているのであれば、当然に請求対象文書の不存在を理由とした本件処分は取り消されるべきこととなる。
- 2 請求対象文書について、「公文書」該当性を検討する。
  - (1) 実施機関の職員による職務上の作成又は取得について  
報告書については、徳島市長と連合会の連名で環境衛生組合長に対して提出を依頼し、徳島市長と連合会の連名宛てに提出されているものであるから、実施機関の職員が職務上取得したといえる。  
また、組合長名簿についても、徳島市長が「事業のつど連合会から貸出を受け(ている)」とのことであるから、実施機関の職員が職務上取得しているといえる。
  - (2) 実施機関の職員による組織的利用について  
徳島市長の主張において、請求対象文書を徳島市の事業に利用していることが述べられており、実施機関の職員が組織的に用いているといえる。
  - (3) 実施機関による保有について  
徳島市長の説明から、請求対象文書は、そもそも徳島市長と連合会の双方が利用する文書であるが、別々に管理することが非効率であることから、連合会において一括で管理を行い、徳島市は必要がある都度、利用していることが認められる。  
このような徳島市の業務における請求対象文書の利用状況からすれば、請求対象文書は、連合会から徳島市に対するその写しの交付等の手続きが省略されているに過ぎないとみるべきであり、徳島市と連合会とが共同で保有していると認めるべきものである。
- 3 以上のとおり、請求対象文書は、実施機関の職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、「公文書」に当たることから、徳島市長が文書の不存在を理由に非公開としたことは妥当でない。

## 第6 結論

以上により、請求対象文書について、条例上の「公文書」に当たらず、文書の不存在を理由として非公開とした決定は取り消すべきである。

以 上

《参考1》

審査会委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 10 月 25 日	徳島市長から諮問書を受理した。
令和元年 11 月 11 日	徳島市長から決定理由説明書が提出された。
令和元年 11 月 21 日 (元年度第 7 回審査会)	諮問の審議を行った。
令和元年 12 月 13 日 (元年度第 8 回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和 2 年 1 月 31 日 (元年度第 9 回審査会)	答申案の検討を行った。
令和 2 年 2 月 26 日 (元年度第 10 回審査会)	答申案の検討を行った。